



愛知県教育委員会飯田教育長様

2024年4月18日

請願人 行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

連絡先 [REDACTED] [REDACTED]

請願

職員処分において、「事情聴取の記録のない処分」は、正確性に欠け、処分に対して公平を欠くことになるので、事情聴取の記録を作成させ（提出させ）、処分審査における、処分時の関係職員に配布後、処分等を行うことを、もとめる請願。

請願の理由

- 1 教育委員会に対して、処分に関して、処分等に関する事情聴取の記録等を、含む行政文書公開を求めたが、事情聴取については、作成していない、ということで非公開である。

事情聴取の記録は、非違行為報告書（資料3）にということは、説明にならない。

なぜならこれは、あくまで、学校からの報告書である。また、事案についての概要である。

処分庁において、処分前提の、聞き取り、事情聴取の記録ではない。これだけで処分をしたとなると、処分そのものが、問題である。

- 2 処分（会議）においても、当然、事情聴取の記録は、提出されていないということである。

担当の、職員が口頭で、説明することである。記録とは異なり、聴取の記録を隅から隅まで、伝えるのとは異なり、要約になり、口頭での説明は、正確性に欠けることは明らかである。また（口頭）説明者の主観的説明になる可能性があることは明らかである。

- 3 時間的な面からすると、正確性を期するとしたら、細かい点の確認という作業を必要として、合理的でない。

- 4 処分に関しては、処分庁の持っている、事情聴取の記録は、非処分者にとっても、必要なものであり、作成された文書は、当然その後の、法的対応等に使われるからである。

処分者にとっても、その処分の正当性を明らかにするためには、必要な証拠となる。同様に、非処分者にとっても、処分の取り消し等を求める場合、処分庁が、作成した事実関係について、概要、要約ではなく、事情聴取の記録全部が、必要になるからである。

- 5 念のために、請願者が求める事情聴取の記録として、名古屋市教育委員会作成の、事情聴取の記録（資料1）を示す。

聴取事項、当事者の回答が、一問一答で記載されている。質問事項について、物足りないと云えなくもないが、具体的やり取りが明らかになっており、事実関係について知ることができるといえる。

6 愛知県の事例（資料2）は、全面的に黒塗りであるから、一問一答かどうかは、正確には不明であるが、○印が、質問で、その後が、非処分者の回答と思われる。

県は事情聴取の記録を作成していて、処分において、用いられている。

7 名古屋市、県において事情聴取の記録が、作成されているのに、なぜ愛知県教育委員会、において、事情聴取の記録が作成されずいるのか、処分において正確性等に問題がないのか、疑問に思う。

同じ県内で、県と愛知県教育委員会の対応の違いに疑問をもつ。それも処分に関する件について、行政の一貫性に欠けるといわれても、説明ができないのではないかといえる。

8 担当する職員は、聞き取りはするが、事情聴取の記録は、作成していない。という回答である。行政文書は作成していないということのようである。メモは、ある。とのことであるから、メモを、事情聴取の記録、もしくは行政文書というかどうかなのか、聞き取った職員の走り書きのようなもので、個人の持ち物と、主張されるが、職務として聞き取ったものの記録を、私有物かのような対応は、違法であるともいえる。

請願事項

- 1 処分における、聞き取りの記録が、どのような理由で、何時から事情聴取の記録・行政文書として扱われなくなったのか、明らかにすること。
- 2 公開する、しないとは関係なく、処分においては事情聴取の記録を作成すること。
- 3 処分における事情聴取の記録においては、事件、事案に関しての、発生時の時間、時刻、および、事案、事件の時間帯等を含み、詳しく記載すること。

口頭意見陳述を希望する

添付文書 資料1 名古屋市教育委員会 事情聴取 2022年7月11日受け取り
(10面)

資料2 愛知県事情聴取の結果 2024年2月21日受け取り
18頁

資料3 愛知県教育委員会 非違行為報告書 2024年4月15日受け取り
(10面)

事 情 聽 取

- 1 確認日時 令和4年 5月17日(火) 15時00分~15時45分
2 聽取場所 名古屋市教育館 第9研修室
3 聽取者 管理主事 武藤 晃嗣
管理主事 梶田 勉
4 当事者 [REDACTED] 小学校 教諭 [REDACTED]
5 事情聴取事項

まず、本日お越しいただいた理由について、ご説明します。

理由の1点目は、あなたがあなたの行為について弁明する機会を設けるためです。

理由の2点目は、あなたの服務上の行為について、必要な事実確認を行うためです。

教育委員会としては、昨年度のあなたの行為が地方公務員に課された秘密を守る義務違反行為に当たり、また、その行為が職員の職の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉となるような行為に当たり得ると考えています。このことは、昨年度3月23日付書面にて、あなたに対してお伝えしたとおりです。

その書面でも、あなたに対して、あなたが必要と考える弁明があればお聞きする旨お伝えし、また、あなたからは書面の提出がなかったことも承知しています。しかしながら、あなたが4月1日から傷病による職務専念義務から復帰され、あなたの行為についてお聞きする健康上の問題は解消していると思われますし、このような告知、弁解、防御の機会を設けることは、あなたにとっても利益となることと考え、こうしてお越しいただきました。ですので、私どもに述べておきたいことがあればお聞きします。

また、教育委員会では、今回の件に関して、元校長らからも事情の聞き取りを行っています。その内容のうちあなたからも確認したい内容について、あらためてお尋ねします

	聴取事項	当事者の回答
1	あなたの氏名、年齢、校名、職名を言ってください。	[REDACTED]、59歳、名古屋市立[REDACTED]小学校、教諭です。
2	令和3年9月29日(水)に、教頭から体罰調査に関する話を教室で話すのは、やめた方がいいですよ、と言葉をかけられたとお聞きしています。 この翌日、9月30日(木)の14時頃、相談室で再度教頭から、この内容について言葉をかけられたことはありますか。	私が退校する時、心配してくださって駐車場まで来て声を掛けてくださったと思います。人柄だと思いますが、指導や叱責というようなことは一度もなかったと思います。その時点で教頭先生からそういう話はしない方がいいよっていうような話はなかったです。 9月30日(木曜日)の件については、記憶にありません。「そういう話はしない方がいいよ」という話は、29日の後だったと思いますが、教頭先生が土間の辺りで待っていた時に会話の中であつたと思います。

3	<p>あなたは、これについて、体罰に関する調査の内容のことを話してはいけないという指導・注意だとは考えなかつたのですか。</p>	<p>「先生がおっしゃったことは言わない方がいいよ」と私のためと思って忠告をしてくださったと思いました。それに対して私は「ありがとうございました」と答えたことを覚えています。</p> <p>2回目に公表したときも、教頭先生の言葉を私は覚えていましたが、ご理解いただけると思っていました。</p> <p>私は言葉を選びましたし、体罰調査を児童Aの母親が出したとは絶対に言つていません。子どもたちに話すぎりぎりの範囲を私なりに模索しました。2回目の体罰調査の結果を子どもたちに話したことについては、体罰か体罰ではないか、その投げかけを子どもたちにしてしまっていた後なので、子どもたちに結果を知らせる必要があると思いました。</p>
4	<p>そうすると、あなたとしては、令和3年9月29日(水)に教頭から言葉掛けされた以外には、指導されていないということですか。</p>	<p>教育委員会の方から体罰ではなかつたと話があった時が、校長先生と今回のこととで直接お話しする最初の機会だったと思います。その時には「あなたはもううちの子じゃない」と暴言を吐いたことになっていますが、絶対に言っています。その時に校長先生から、不適切な指導があったと言われましたが、それが何を指すのか、どの部分をもって不適切なのか、わかりませんでした。その時は、守秘義務違反の話は、全くなかったです。教頭先生と今回の件で何度か話をしましたが、「指導」はされていません。校長先生からは具体的な指導は一度もありません。</p>
5	<p>今回、教育委員会としては、あなたの行為が公務員に課された秘密を守る義務に違反しているのではないかと考えていることはお伝えしましたが、この教育委員会の考えを聞いていただいたうえで、改めてお尋ねします。</p> <p>今回問題になっている公表の件で、あなたから保護者に謝罪をする意思はありますか。</p>	<p>2回の公表は、児童Aが私の指導した内容を理解できていなかつたので、児童Aの成長のためにしたことです。児童Aの成長を一番願っているのは保護者ですから、私の指導について理解してもらえたうれしかつたが、感情的になつてしまふと、そういう気持ちがなかなか理解できないものだつてことも私もわかります。体罰については、家で児童Aがした話は間違いだつたのですが、それをA児から聞いた母親としては心が痛んだでしようし、その時点では事実ではないことを知らないわけですから、そ</p>

		れを一方的に事実確認しないで書いてしまって、教育委員会に報告書を出してしまったことが、他の保護者から入つたらいやだなと思われる母親の気持ちは、人間としてわかります。遺憾です。
6	<p>3月11日付書面の回答についてお聞きします。</p> <p>あなたは、私どもからの質問「今回のあなたの行為については、秘密を守る義務には違反しておらず、信用失墜行為にも当たらないというのが、あなたの主張で間違いないですか」に対して、「児童の成長のため、教育に必要であるため、容認されるべき範疇であると考える」とお答えになっています。このお考えは今も変わらないですか。</p>	言うのを避けた方がいいのか、言葉をきちんと選びながら伝えた方がいいか、どちらの方が児童Aが成長するかっていう風に考えて、私は今でも、伝えた方がいいと考えます。児童Aは特に人の気持ちを分かりづらい子、以心伝心みたいなことはできない子なので、言葉に出さないと理解できなかったと思います。容認されるべきだと思います。
	令和4年3月11日付書面では、あなたに対し、あなたの過去の指導実態に関する確認等についてもお聞きしました。これに対し、あなたからは、今回の件とは関係していないので回答を控える旨の回答をいただいています。	
	あなたが、これらの質問について無関係な質問であると判断されたことは分かりましたが、教育委員会としては、あなたの指導内容についても申立てがされていること、あなたの過去の指導実態がどのようにであったか、あなた自身からもお聞きすることは必要なことと考え、令和4年3月23日付書面で再度確認をお願いしました。	
	これに関して、あなたからは本日まで、回答を提出していただいていません。しかしながら、私どもとしては、これについてもお聞きしたいと考えています。また、このことが今回の件と無関係かどうかは、私どもがあなたの回答をお聞きした上で判断することだと考えています。つきましては、あらためてあなたに回答を求めます。	
7	<p>今回の9月17日の指導に関するものは除き、あなたはこれまで、あなたの指導に関し、児童に対する体罰、不適切な指導についての注意・指摘を受けたことがありますか。</p> <p>(その他、子どもを委縮させる、高圧的であるなど、児童への接し方についての注意・指摘、学習が遅れている、授業がわかりにくいなど、学習指導についての注意・指摘を含む)</p>	<p>1年生の担任をしていたときに「ちょっと厳しすぎるんじゃないかな」ということを保護者が教育委員会に言ったことはありました。同じ保護者から教育委員会に「とてもいい先生です」という連絡をしたと直接言われたことがあります。結局、いい先生だったという風になりました。結局教頭先生と「よくわからないね」という話になったことがあります。</p> <p>体調面で文面に書ききれませんでした。</p>
8	あなたはこれまで、児童・保護者から、あなたの指導・行為について体罰調査書の提出を受けたことがありますか。あなたが把握している限りで結構です。	今回が初めてです。

9	<p>最後に話しておきたいことがあります、話してください。</p>	<p>本当に個人としては残念です。私が復帰して子どもが手紙を持ってきてくれました。信頼している担任の先生が突然学校に来られなくなってしまうことは、子どもたちを本当に驚かせるし、不安を与えてしまいます。あの子たちの成長には、プラスには絶対ならないことだったと思います。今回の件は私が児童Aに対して必要だと思ってやったことで、1対1で児童Aを見ていたのは私ですから、その児童Aに対して、教員としてこれは1番ベストだと思って選んだことです。自分との問題のせいで [] 先生がいなくなってしまったことを児童Aが知った時にどう感じるのかも心配です。</p> <p>先生方ではなくて、裁判ではなくて、校長先生とじっくり話したかったし、助言や指導を受けたかったです。どう考えても私と校長先生はコミュニケーション不足だったと思います。</p> <p>私が担任を外れてしまったことに関しては、[] 年 [] 組の子どもたちにはどんなに謝っても申し訳ない気持ちです。</p>
---	-----------------------------------	--

上記の事情聴取の結果に間違いありません。

令和 4年 5月 20日

所属 名古屋市立 [] 小学校

職名 教諭

氏名 []

事 情 聽 取

- 1 確認日時 令和4年2月18日（金） 17時30分～18時45分
 2 聽取場所 名古屋市教育館 第4研修室
 3 聽取者 管理主事 伴 泰輝
 管理主事 大澤 仁志
 4 当事者 [REDACTED] 小学校校長 [REDACTED]
 5 事情聴取事項

※弁明の機会であることを通告する。

	聴取事項	当事者の回答
1	あなたの氏名、年齢、校名、職名を言ってください。	[REDACTED]、[REDACTED]歳、[REDACTED]小学校校長です。
2	令和3年9月17日、3時間目、[REDACTED]教諭は、児童Aに対して、どのような指導をしましたか。	<p>図書室で本を返し、借りて教室に戻る時間でした。[REDACTED]教諭の学級では、返却する本を忘れたら、先生に報告し、係の仕事を手伝うことになっていました。A児以外にも2人の児童が忘れましたが、その2人は報告し、手伝いをしました。しかし、A児は報告や手伝いをせず、教室でタブレットを触っていました。そのため、[REDACTED]教諭は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○返却する本を忘れたのに報告しなかったこと ○忘れたら手伝いをするルールがあるのにしなかったこと ○教室に戻り、タブレットを使って遊んでいたこと <p>について、厳しく指導しなければならないと思い、A児を机の近くに呼び出して話をしました。A児は何も言えずに15～20分程度ずっと立っており、休憩時間となり、担任が「戻りなさい」と言ったので席に戻りました。</p> <p>児童Aや周りの児童、[REDACTED]教諭からの聞き取りから確認しています。</p>
3	児童Aに対する指導には、良くない点がありましたか。	<p>児童・保護者から「きちんとできないのでは、あなたはうちの学級の児童じゃないよ」「教室にこんでいいよ」「こういうふうだと、あなたの面倒を見切れんわ」など不適切な発言があったと聞きました。[REDACTED]教諭本人は、それらの言葉を単発で言ったのではなく、指導の流れの中で言ったかもしれない、と述べています。</p> <p>子どもの心を傷つける配慮を欠いた発言で、子どもに寄り添った投げかけや対応をす</p>

		べきだったと思います。
4	児童Aへの指導に対する保護者からの問い合わせに、[REDACTED]教諭はどうのように対応したと把握していますか。	<p>[REDACTED]教諭は、折り返しをしましたがつながりませんでした。その後、保護者から連絡がありました。そこで、[REDACTED]教諭は退校した後でした。そこで、[REDACTED]教諭は連絡帳に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○忘れ物を連絡帳に書いていなかったこと ○忘れ物の報告を担任にすることができなかつたこと ○作品展の絵画のアドバイスを受け入れられず、ふて腐れていたこと <p>について本人に指導した、と書きました。 連絡帳は新しく更新されているため、現在は内容についての確認はできません。 また、[REDACTED]教諭は、A児に「お母さんからの電話はどんな内容だったの?」とも聞いています。</p>
5	9月24日、教頭に、児童Aの保護者から電話がありましたが、どのような内容でしたか。	<ul style="list-style-type: none"> ○担任の忘れ物に対する叱り方が度を過ぎている。 ○ずっと立たせておいたことは体罰ではないかと、教育委員会に通告した。 ○児童Aはとても怖がっていて、学校に登校することを渋ったことがあった。 ○親から電話があったことを、学級の児童に知らせるることはおかしい。 ○ふて腐れた態度はあったかもしれない。仕事で十分我が子を見ていなかった。 との内容でした。
6	9月27日、指導室から「体罰調査が指導室に届いた」との連絡がありました。指導室から、どのような指示を受けましたか。	事実確認をするように指示を受けました。調査用紙は、9月29日に学校に届くと聞きました。
7	保護者や指導室からの連絡を聞いて、学校として、どのような対応を取ろうと考えましたか。	<p>まず [REDACTED]教諭に事実確認をし、その中で体罰調査が指導室に届いたことも伝えようと決めました。事実確認は、教頭が行うことになりました。</p> <p>また、指導室から学校に体罰調査が届いたら、改めて話をすることにしました。</p>

8.	体罰調査について、校長ではなく教頭から伝えたのですか。	<p>校長が伝えることも考えましたが、自分が赴任当初に■教諭の不適切と思われる指導があり、私が指導した際、■教諭から反発され、関係がうまく築けていませんでした。</p> <p>以前、他の保護者からの訴えが何件かあつた際、教頭が詳しく話を聞き、■教諭と良好な関係を築いて話をしていたため、教頭が伝えることが最良と考えました。</p>
9	教頭が■教諭に体罰調査のこと伝え事実確認をしましたが、■教諭はどのような反応でしたか。	<p>体罰調査が指導室に届いたことを伝え、事実について一つ一つ確認をしましたが、■教諭はそれほど反発する様子はありませんでした。「うちの学級の子ではない」などの不適切な発言については、「言ったかもしれない」という曖昧な表現でした。</p> <p>今回の指導が体罰にあたるかどうかについては、ここではあまり触れていません。</p>
10	教頭は、事実確認後にどのような話をしましたか。	<p>教頭は、次のことを伝えました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体罰かどうかは、指導室から連絡が来るので、また話をする。今後、聞き取りの依頼が来るので承知しておいてほしい。 ○ 今回のような忘れ物の指導はリスクが高いので、今後はしないように。 ○ 児童Aの指導に困ったら、教頭も対応するのでいつでも言ってほしい。 ○ 保護者から「児童Aの態度が悪いなら、家でもフォローする」との話があった。
11	このとき、■教諭に配慮を欠いた点を理解させ、指導することはできなかつたですか。	このときには、指導室から体罰調査が学校に届いてから、改めて話をしようと考えていました。
12	その後、9月29日、朝、児童Aの保護者から届いた連絡帳をきっかけに、■教諭は、体罰調査の内容を学級の児童に公表しました。■教諭はどのように公表しましたか。	学級の児童に対して「私が体罰をした、と教育委員会に伝えられた」と話し、A児の名前を挙げて、9月17日のことをどう思うか学級全員に尋ねたと聞いています。児童の中には「先生、悪くないんじゃない」という声もあったとのことでした。
13	■教諭が体罰調査を公表した事実を、あなたは、どのように知りましたか。	<p>9月29日の午後、保護者と感情的になつて電話をしていたので、教頭が内容を聞くと、「児童Aの保護者から体罰調査を出された、と学級の児童に話した」と■教諭が話し、体罰調査の内容を公表したことが分かりました。自分が行ったことの正当性を主張し、「自分には自分を守る権利がある」とも言っていました。</p> <p>教頭から報告を受け、事実を知りました。</p>

14	体罰調査を公表したことを知り、あなたは校長として、■教諭にどのような指導をしましたか。	<p>9月30日、体罰調査が指導室から届いたこともあり、教頭に指示し、教頭が事実確認をしました。</p> <p>その後、体罰調査を公表したことに対して、○連絡帳や電話の内容など、大切な個人情報は公表してはならない。</p> <p>○体罰調査を出すと、学級で公表されるという間違った認識を与える恐れがある。</p> <p>○先生の言い方によって、児童Aが学級の児童みんなから責められることにつながる。</p> <p>○学級の児童に「体罰じゃないよね」と尋ねることは、保護者から「事実を隠している」と受け止められる恐れがある。</p> <p>と、教頭が指導しました。</p>
15	事態は重大ですが、なぜ、校長が直接、指導しなかったのですか。	■教諭との関係が良好な教頭が伝えることが最良と考えました。今思えば、私も加わって2人で指導すべきだったと反省しています。
16	教頭の指導の後、学校と■教諭は児童Aに対して、どのような対応をしましたか。	<p>教頭が、聞き取り内容を保護者に報告したところ、保護者から「本人も謝りたいと言っているので、双方が謝る場を設定してほしい」との依頼がありました。</p> <p>それを受け、10月1日、教頭の立ち合いの下、謝罪の場を設定しました。その際、児童Aが「ごめんなさい」と言ったのに対して、■教諭はきちんと謝ったとは受け取れなかつたと教頭が感じ、帰りにもう一度謝罪の場を設定しました。</p> <p>その際には、■教諭は児童Aに「図書の本のことで、児童Aに分かってほしくて、先生、どんどん怖くなってしまって本当にごめんね」と言って謝罪しました。</p>
17	児童Aはどのような様子でしたか。	教頭が「■先生もこれからも頑張るから。児童Aも頑張ってね」「来週からも元気に来られるかな」と尋ねると、「はい」と返事をしていました。
18	■教諭は、保護者に連絡や謝罪をしましたか。	いいえ。していません。

1.9	しばらくした後、指導室との相談を経て、10月25日、児童Aの保護者から出された体罰調査の結果に関して、[REDACTED]教諭にどのように報告しましたか。	校長から「児童Aへの指導は体罰とまでは認められなかった」と伝えました。ただ「配慮を欠いた指導であった」ので、保護者に謝罪し関係改善に努めるように、指導室から助言されたことを伝えました。 謝罪という言葉を聞いたとき、[REDACTED]教諭は「なぜ謝らなければいけないのか」と強い不満を口にしました。
2.0	その報告を聞き、10月26日、[REDACTED]教諭は、再び体罰調査の内容を学級の児童に公表しました。どのように公表したのですか。	「先生、体罰じゃなかったよ。みんな安心してね」と学級の児童に話しました。
2.1	[REDACTED]教諭は、自身が体罰調査を公表したことについてどのようにとらえていますか。	[REDACTED]教諭は、体罰調査は、自身に関するプライバシーも含まれているものなので、自身に関する情報を好きに話すことは問題がないと思っています。 これは全くおかしい考えだと思います。
2.2	二度にわたって、体罰調査にかかる内容を学級の児童に公表したことについて、校長として、[REDACTED]教諭に対し、どのように指導をしましたか。	最初に公表した後に教頭が指導でしたが、なぜまた公表したのか、子どもや保護者が不安になる、と話しました。 保護者から「名前を挙げて学級の皆さんに知られたので謝罪してほしい」という訴えがあったことも伝えましたが、[REDACTED]教諭は、何がいけないのかという認識を持っており、応じませんでした。
2.3	体罰に関する調査には、「回答内容によりお子さんが今後の学校生活で不利になるようなことは一切ございません。」とあります。 体罰に関する調査の取り扱いについて、校長として、どのように指導していましたか。	6月の校長連絡会後、体罰に関する調査を行った際には、回答内容により児童が今後の学校生活で不利にならないように、取り扱いについて十分注意するよう朝の打ち合わせで全職員に伝えました。
2.4	[REDACTED]教諭が、体罰調査の内容を公表したことは、体罰調査の信用性を損ない、本市の教育に対する信用を失墜させることにつながります。 そのことについて、校長として、どう思いますか。	私も全く同じ思います。 [REDACTED]教諭は、自分のプライバシーに関することを公表して何がいけないのかと言っており、本市教育の信用を失うとは認識できていません。

25	体罰に関する調査を含め、個人情報の取り扱いについて、職員には、どのように指導していましたか。	通知表を作成する時期には、個人情報にあたるデータの持ち出しを、許可簿に記入するよう折に触れて伝えています。 地域訪問時にも、児童個票の取り扱いなどについて話しています。
26	職員全体に対して、不祥事防止に関わる注意喚起をどのようにしていましたか。	自死案件を例に、子どもの心をつかむことができるよう、繰り返し指導しています。学期の終わりには、飲酒や触法行為に関わる内容を取り上げ、自らを律することが大切であると伝えています。
27	自己分析チェックシート、良好な職場環境づくりに関するチェックシートについては実施していましたか。	職員全員に配付して取り組ませています。また、「誇りを胸に」についても全職員に配付し、確認しています。
28	再発防止に向けて、今後の教職員への指導や服務規律の確保をどのように進めていく考えですか。	今回の件については、直接職員には話していません。 個人情報の取り扱いについては、保管場所の見直しなど情報管理を徹底するとともに、情報漏洩につながらないような雰囲気作りに気をつけています。
29	最後に話しておきたいことがあります、話してください。	大きな事案となり、自分がもう少し気をつけて、[REDACTED]教諭と良好な関係を作れていればと後悔しています。 [REDACTED]教諭が素直に誠意を持って保護者に謝罪できていれば、ここまで事態には至らなかつたと思います。 関係各所にご迷惑をおかけし、申し訳なく思います。

上記の事情聴取の結果に間違いありません。

令和 4 年 5 月 20 日

所属 名古屋市立 [REDACTED] 小学校 前校長
 職名 名古屋市教育パートナーズ協会 野外教育課
 氏名 科学教育係
 [REDACTED]

資料 2

岩崎主査に対する事情聴取の結果について

1 三界

2023年8月23日(火) 9時25分から15時まで

2 場所

岩崎主査の

3 当方

会計局管理課 楠担当課長、大橋課長補佐

4 本人からの聴取内容

○

ANSWER The answer is 1000. The first two digits of the number 1000 are 10.

ANSWER The answer is 1000. The first two digits of the number are 10, so the answer is 1000.

•

•

○

• [REDACTED]

•

• [REDACTED]

[REDACTED]

(o) [REDACTED]

O [REDACTED]
[REDACTED]

O [REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

O [REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○ [REDACTED]

A large black rectangular redaction box covers the bottom half of the page content, starting below the horizontal line and ending at the bottom edge of the page.

10. The following table summarizes the results of the study.

10. The following table summarizes the results of the study.

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

•

• [REDACTED]

• 100 •

• [REDACTED]



岩崎主査に対する事情聴取（第2回）の結果について

1 日時

2023年8月28日（月）15時20分から17時まで

2 場所

岩崎主査の[]()

3 当方

会計局管理課 楠担当課長、大橋課長補佐

4 本人からの聴取内容

○ []

[]

[]

[]

[]

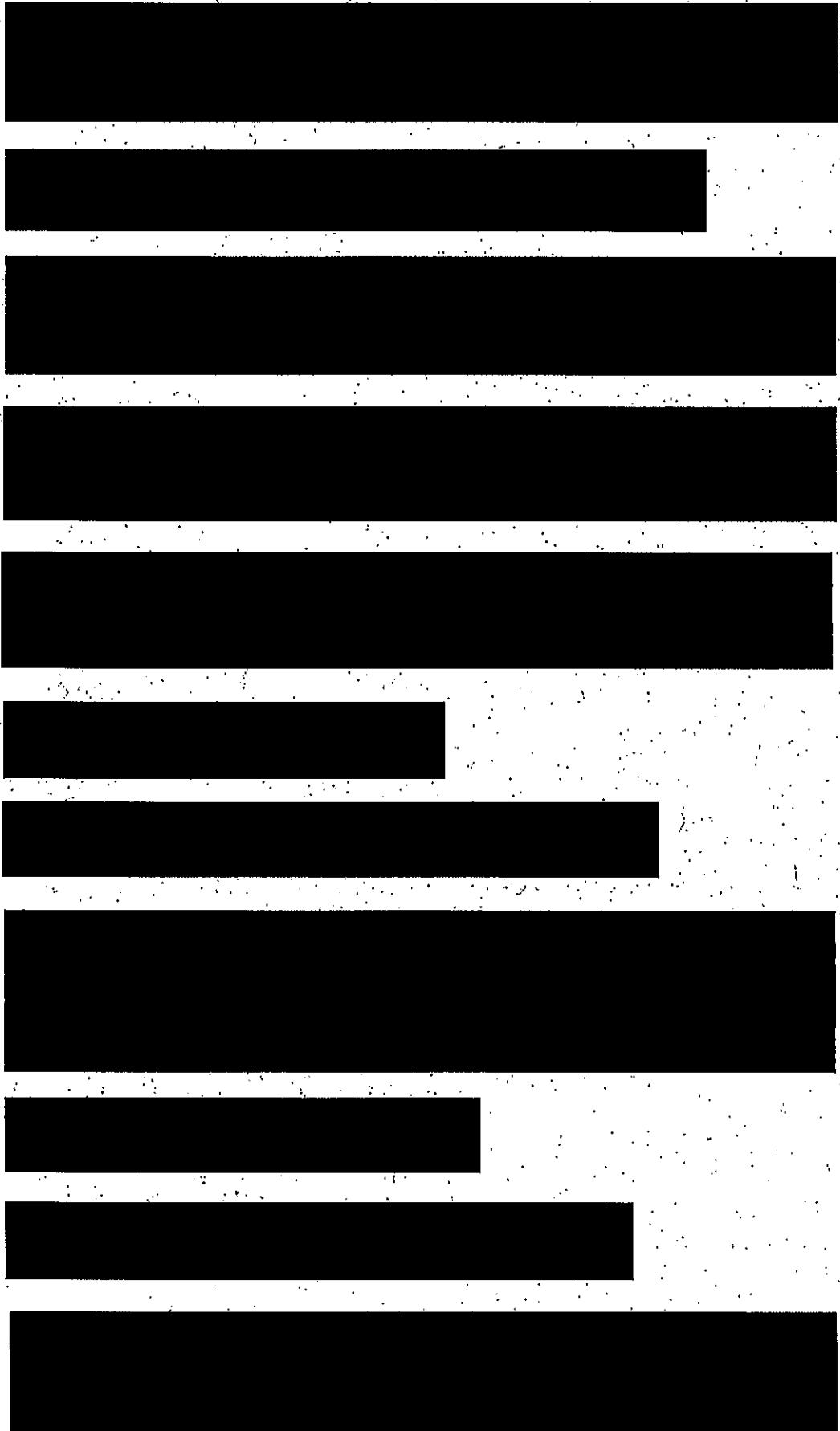
[]

[]

[]

[]

[]



ANSWER The answer is 1000.

ANSWER The answer is 1000. The first two digits of the number are 10, so the answer is 1000.

6 [REDACTED]

• [REDACTED]

○ [REDACTED]

10. The following table summarizes the results of the study.

•

•

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the estimated coefficients, and the third column lists the standard errors.

•
•
•

•

• **10** •

•

ANSWER The answer is 1000. The first two digits of the number 1000 are 10.

[REDACTED]

O

[REDACTED]

O

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

岩崎主査に対する事情聴取（第3回）の結果について

1 日時

2023年9月4日（月）9時から9時30分まで

2 場所

愛知県庁本庁舎地下1階会計局共用会議室

3 当方

会計局管理課 楠担当課長、大橋課長補佐

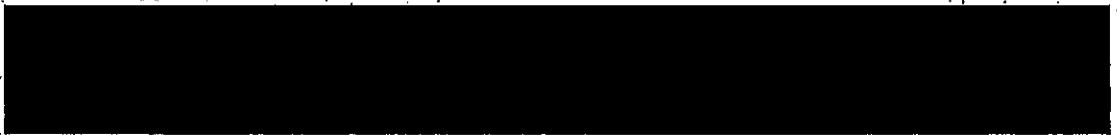
4 本人からの聴取内容

- [REDACTED]

○



○



岩崎主査に対する事情聴取（第4回）の結果について

1 時日

2023年12月4日(月) 10時から10時30分まで

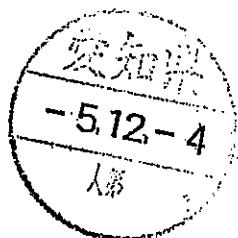
2 場所

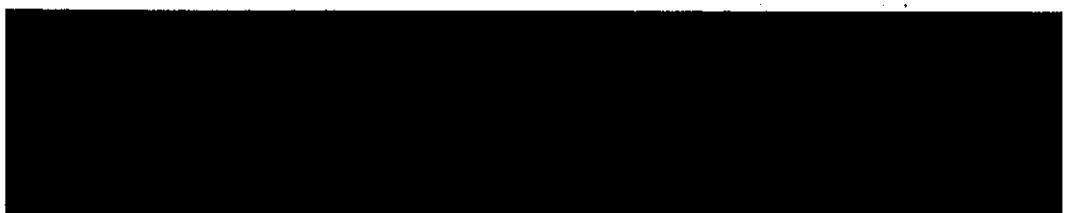
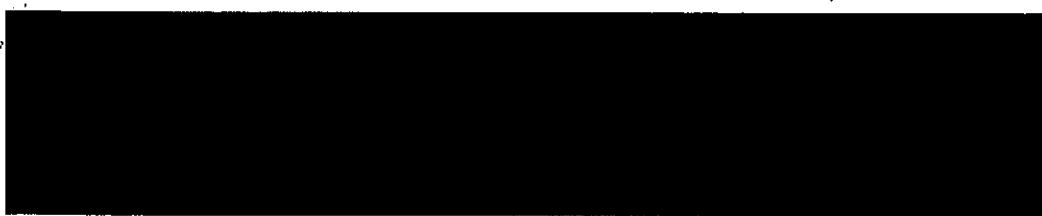
愛知県庁本庁舎地下1階会計局共用会議室

3 当方

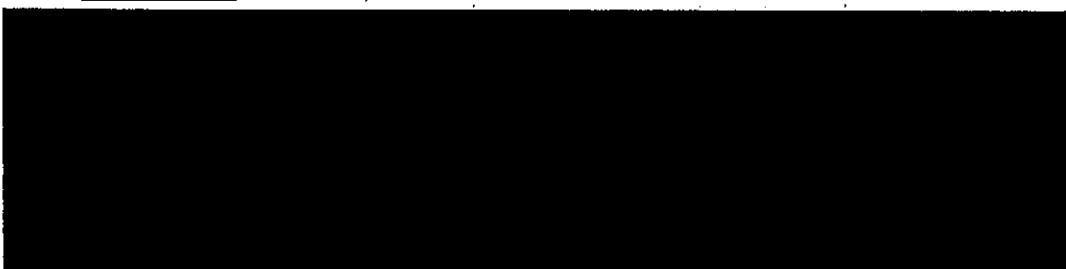
会計局管理課 楊担当課長、大橋課長補佐

4 本人からの聴取内容





O [REDACTED]



直抄3
(様式第5-2)

非違行為報告書

作成者

教頭・

令和5年10月31日(火)

当該職員	所属	中学校	職名	講師	氏名	
	生年月日	生	年齢	満歳	性別	男
	採用年月日	令和4年4月1日	本県勤務年数	2年	現所属発令年月日	令和5年4月1日
非違行為の名称	わいせつ					
(1) 発生日時等	令和5年10月17日	火曜日	午後4時15分頃			
(2) 発生場所	中学校					
(3) 概要						
3月中旬						
【当該講師聞き取りから】						
・ [] の掃除 [] を、[] (以降生徒Aとする) が一人でしていた。[] 講師(以降当該講師とする)の担当区域であったので生徒Aと一緒に清掃していると、[] 抱き合うようになった。抱き合った場所は [] である。						
4月						
【生徒A聞き取りから】						
・ 生徒Aは、[] で当該講師に後ろから抱きつかれた。それからたまに掃除の時間に当該講師が [] に来るようになった。						
【当該講師聞き取りから】						
・ 当該講師は、[]						
5月						
【生徒A聞き取りから】						
・ 5月上旬に、生徒Aが [] の掃除をしているとき、当該講師から「電話番号交換して」と言わされた。それから6月ぐらいまで「連絡ちょうどいい。」「電番教えて欲しい」としつこく言わされたので教えた。当該講師から「追加したよ」と連絡が来た。それから [] の通知がきた。[] で連絡を取り合った。						
【当該講師聞き取りから】						
・ 当該講師は、[] 当該講師と生徒Aは、当該講師が生徒Aの話を聞いていく中で一層親しくなった。						
・ 当該講師は、生徒Aと [] でつながり、やり取りをするようになった。						
・ [] でつながってから当該講師は、写真や動画を送ってほしいと生徒Aに伝え、[] 写真を1枚送ってもらった。また、生徒Aの [] 動画 [] を2~3枚送ってもらった。写真と動画を送ってもらった日が同じだったかどうかは覚えていない。						

6月

【生徒A聞き取りから】

それ

でも [REDACTED] (以下生徒B) に相談した。生徒Bから [REDACTED] (以下生徒C)
が頼りになると聞き 3人で話した。

【当該講師聞き取りから】

[REDACTED] という行為はしていない。

7月

【生徒A聞き取りから】

・当該講師から生徒Aに
いに [REDACTED] 連絡が来たので、生徒Aは [REDACTED] と返した。

・生徒Aは、 [REDACTED] の連絡を取っていたのは 7月の終わりまでと言っている。生徒Aは、

[REDACTED] と話した。

【当該講師聞き取りから】

・自分から [REDACTED] で誘ったことは一度だけあった。それがいつで、どんな内容だったかは覚えていない。学校外で生徒Aと二人であったことはない。

9月

・当該教師は、生徒Aとのやりとりは [REDACTED] (9月9日) くらいまで続いていたと言っている。

9月19日(火) 午前

・当該講師は、 [REDACTED] を取得し、 [REDACTED]

9月20日(水)

・当該講師は、 [REDACTED]

9月21日(木) 午前8時

・当該講師から、 [REDACTED] と校長に報告があった。当該講師は、

[REDACTED] を校長に伝えた。

9月25日(月)

・当該講師は、 [REDACTED] を取得した。

9月26日(火)

・当該講師は、 [REDACTED] を取得した。

9月27日(水) 13:15

・当該講師は、午前中、 [REDACTED] 午後から出勤した。校長は当該講師と面談し
[REDACTED] と報告を受けた。校長との面談で、
1学期は、

[REDACTED] を話した。

9月28日(木)

・当該講師は、 [REDACTED] を取得した。

9月29日(金)

- ・当該講師は、午前は、[]を取得し、午後から出勤した。

9月29日（金） 19:00頃

- ・生徒Aが、[]
生徒Aの父親は、先生と呼ぶ相手と連絡を取っていたことを知った。

9月30日（土） 時刻不明

[]

10月2日（月） 午後4時頃

- ・校長はショートメール上で、当該講師から退職したいとの要望を受けた。

10月3日（火） 午前8時30分

- ・校長に当該講師から電話で、直接辞めたいとの報告があった。校長は「[]」と当該講師に伝えた。

10月3日（火） 午後6時30分

- ・当該講師から校長に[]やめたいとショートメールで連絡が届いた。
校長は電話で家族とも相談することを提案しながら慰留した。

10月4日（水） 午後12時15分

- ・当該講師はショートメールで校長に再度退職する意思を伝えた。校長は当該講師に電話し退職関係の書類について説明するため、当該講師と面談時間の調整をした。

10月10日（火） 午前8時10分

- ・校長は、全校朝礼で当該講師が[]のためしばらく休むことになったことと退職を希望していることを生徒に伝えた。

10月10日（火） 午後4時30分

- ・校長が当該講師宅で面談した。当該講師の[]も同席の上、相談した結果、当該講師は[]

10月12日（木） 午後7時

- ・臨時保護者会を開催した。校長から保護者[]に当該講師の[]
今後の対応について説明した。

10月17日（火） 午後4時15分

(以下生徒D)から、当該講師が送ったと思われるショートメールのスクリーンショット画像が生徒間で出回っているとの相談を [REDACTED] (以降教諭A)が受けた。当該講師が生徒Aにセクハラをしているのではないかという心配の相談であった。教諭Aは、生徒Dに明日その画像を持ってきてくれるよう頼んだ。

10月18日(水) 午前11時20分

- 教諭Aが生徒Dから、流出しているショートメールのスクリーンショット画像と、生徒Dと生徒Aがやり取りした [REDACTED] の画像を受け取った。その後すぐに教諭Aが教頭に報告した。

10月18日(水) 午後2時45分

- 出張 [REDACTED] から帰校した校長に教頭が、教諭Aが生徒Dから聞き取った内容を報告した。

10月18日(水) 午前11時45分

- [REDACTED] (以下生徒E)、[REDACTED] (以下生徒F)から、[REDACTED] (以下教諭B)に、生徒Aと当該講師に関することが [REDACTED] で話されているという相談があった。教頭が別の生徒指導上の対応をしていたため、教諭Bは、すぐに教頭に報告できず、教諭Bは午後4時頃、教頭に報告した。教頭はすぐに校長と相談して、次の日に内容を確認することにした。

10月19日(木) 午前8時30分

- 校長は、[REDACTED] 年生が情報の拡散についての全体指導とそれにかかる個別面談を実施し、他に被害生徒がいるようならすぐに報告するように教頭に依頼した。

10月19日(木) 午前11時30分

- 教諭Aが学活で情報の拡散についての全体指導 [REDACTED] を行った。続いて [REDACTED] を対象に個別相談を教諭A、教諭B、[REDACTED] 義護教諭(以下義護教諭)、[REDACTED] 教務主任(以下教務主任)、教頭の5人で実施した。個別面談の中で教諭Bが生徒Eから昨日の相談の詳細について聞き取りをした。その内容を教頭に報告した。生徒Fは教頭と面談をしたが、この内容に触れることはなかった。その他の生徒からも本件に関する情報は確認できなかった。

[REDACTED] への対応については、この日は何も伝えず、様子を見守ることとした。

10月19日(木) 午後1時

- 生徒E、生徒Fが [REDACTED] (以下教諭C)にも相談した。教諭Cは教諭A、教頭と情報共有した。教諭Cが生徒E、生徒Fに明日、画像データを持ってくれるように頼んだ。

10月19日(木) 午後4時

- ・校長が教育委員会へ行き、[REDACTED] 教育長（以下教育長）に経緯を報告。教育長から[REDACTED]へ報告した。

10月20日（金） 午前8時20分

- ・教諭Cが生徒Fから画像を受け取った。すぐに校長、教頭とともに画像を確認した。[REDACTED]

[REDACTED]には、生徒Dから入手した[REDACTED]の画像にも記されていた「生徒Aの父親が[REDACTED]という記述があった。

10月20日（金） 午前11時30分

- ・校長が生徒Aの父親に電話し、午後1時30分から[REDACTED]中学校で面談をする約束をした。

10月20日（金） 午後1時30分

- ・生徒Aの父親と校長、教頭が学校で面談した。
【生徒Aの父親との面談内容】
[REDACTED]

- ・校長は、生徒Aに聞き取りをしてもよいかと生徒Aの父親に確認し、許可を得た。

10月20日（金） 午後4時

- ・教諭Aと養護教諭が生徒Aから聞き取りをした。内容は、父親と同じ内容であった。

10月20日（金） 午後5時

- ・校長が教育委員会に行き、教育長へ聞き取りの内容を報告。校長は、教育長から当該講師に事実確認するよう指示を受けた。

10月20日（金） 午後5時37分

- ・校長は、当該講師に退職の関係で相談、確認したいことがある旨を、ショートメールで伝えた。当該講師から返事がきて、10月21日（土）午後4時から学校で面談することになった。

10月21日（土） 午後4時15分

- ・校長、教頭は、当該講師と学校で面談を行った。
- ・校長が当該講師に「（生徒との）SNSの問題で思い当たることがないか」との質問に対して「ありません」と回答した。
- ・校長から

[REDACTED] 確認をすると、当該講師は事実であることを認めた。

- ・生徒Aとのことは[REDACTED]と話した。
- ・当該講師は、相手方や教育委員会、警察にきちんと伝えて、謝罪や報告、処罰を受けることを誠実に進めて行きたいと思っているが、身近な人に伝えてショックを与えたくないので[REDACTED]には伝えたくないと言った。校長が一人で抱え込まず適切に対応するためにも[REDACTED]に相談する方がよいと説得すると、今から帰って自分で話すと答えた。

10月22日（日） 午前10時

10月22日（日） 午後0時

- ・校長は教育長へ当該講師からの聞き取りの内容を電話で報告するとともに、当日午後4時から当該講師の[REDACTED]生徒Aの父親、校長、教頭で面談することを伝えた。

10月22日（日） 午後4時

- ・当該講師の[REDACTED]、生徒Aの父親と、校長、教頭で面談を学校で行った。当該講師は[REDACTED]により欠席した。
- ・当該講師の[REDACTED]が謝罪をした。当事者や家族の現状を伝えながら、今後どうしていくかについて話し合った。
- ・生徒Aの父親は、当該講師に電話をした際、当該講師が「もう学校へ行かない」と話した態度が投げやりに聞こえ、怒りを感じたこと、
- ・当該講師の[REDACTED]は、今後の対応については、「生徒Aの保護者の望む方向で進めて行きたい」と話した。
- ・生徒Aの父親は、「学校からの事実確認を受け、子供の将来も考え大事にしたくないと思っている。できれば学校名や生徒Aの名前が公表されることを避けたい。」と話した。ま

た、

と話した。

と話した。

- ・当該講師の[]は、今後の状況を教えて頂きたいことや、今後相談させて頂くときは当該講師を連れてきて本人から謝罪することを伝えた。

(4) 事後措置（本人及び所属長のとった対応等）

10月23日（月） 午前7時55分

- ・生徒Aは通常通り登校し、通常の学習、活動を行った。以降、休まず登校している。

10月23日（月） 午前8時

- ・校長が、職員に職員打合せでSNSでの生徒の画像流出の件と当該講師の非違行為について、警察に相談して調査中であることを伝え、生徒・保護者・外部からの問い合わせには回答せず管理職につなげること、生徒・保護者から相談があった場合は話の内容を聞き、管理職に報告すること、守秘義務があるので、外部には漏らさないとをお願いした。

10月23日（月） 午前11時

- ・校長は教育長と当該講師への対応を協議し、教育長の指示で、当該講師と生徒Aの事案を警察へ相談することにした。教育長は、[]臨時校長会議を午後4時30分に召集するとともに、[]教育長、[]教育長に不祥事に係る情報管理の徹底をお願いした。

10月23日（月） 午前11時50分

- ・校長が生徒Aの父親に電話をし、当該講師と生徒Aの事案について、警察に相談することを伝え、了解を得た。

10月23日（月） 午後0時

- ・当該講師が[]ため、校長が当該講師の[]に電話をし、当該講師と生徒Aとの事案について、警察に相談する旨を伝えた。また、当該講師にも一緒に出頭するよう伝えた。

10月23日（月） 午後0時15分

- ・当該講師[]がら、当該講師を伴って[]警察署に行くという連絡を受けた。

10月23日（月） 午後3時

- ・当該講師、当該講師の[]、校長で[]警察署生活安全課に行き、署員Aに相談した。当該講師は校長と面談したときのように、生徒Aと抱き合う、[]で連絡を取り合う、[]

[REDACTED] 写真や動画を送るよう求めたという事実を認めた。当該講師の携帯電話を署員Aに提出し、今後の対応については後日連絡するという指示を受け帰宅した。[REDACTED]

10月23日（月） 午後4時

- ・校長は、[REDACTED]臨時校長会で当該講師と生徒Aの事案について概要を説明し、[REDACTED]内小中学校長へ情報管理等について協力を依頼した。教育長は、[REDACTED]内小中学校へも情報管理の徹底を図るため臨時[REDACTED]校長会議の開催を提案した。

10月23日（月） 午前8時10分

- ・校長が朝礼で全校生徒[REDACTED]に対して人権、インターネットに関する講話を行った。

10月23日（月） 午後8時30分

10月24日（火） 午前8時

- ・校長が職員に、[REDACTED]の臨時校長会を受け、下記の4点を話し、再度守秘義務の遵守と情報管理をお願いした。
 - ①当該講師に生徒との不適切な関係による非適行為があった。
 - ②外部からの問い合わせがあった場合、「わかりません」「知りません」と応えるか、管理職につなげる。なお、そのような電話があった場合も、管理職に報告する。
 - ③児童生徒や保護者から相談があった場合は、親身に聞く。回答はせず、管理職に報告するとともに、必要ならば 校長につなげる。
 - ④児童生徒と携帯電話等で、電話番号やSNS等でつながらないようにする。生徒と携帯電話等で直接つながっている先生がいたら、すぐに削除をする。

10月24日（火） 午前9時

- ・校長が[REDACTED]警察署に行き、生活安全課[REDACTED]課長（以下生安課長）から当該講師と生徒Aについての経緯を聞かれた。校長は、[REDACTED]を持参し、生安課長に提出した。

10月24日（火） 午後0時ごろ

- ・校長が、生徒Aの父親に電話をし、警察に当該講師と相談に行ったことを伝えた。

10月24日（火） 午後4時50分

- ・[REDACTED]終了後に、情報主任[REDACTED]が画像、動画の管理について全校生徒に指導した。

10月25日（水） 午後4時

10月26日(木) 午前8時半

警察署生活安全課より校長に
の依頼があった。

10月26日(木) 午前9時

・臨時■校長会議で、校長は当該講師と生徒Aの事案について概要を説明し、■内小中学校長へ情報管理等の徹底について協力を依頼した。

10月26日(木) 午前9時

・生徒Aの父親より電話があり教頭が対応した。

10月26日(木) 午前10時30分

・警察関係者3名が来校し、■下の質問に教頭が回答した。

10月26日（木） 午後2時

- ・養護教諭の提案を受け、生徒、職員の心のケアのため、校長は本校勤務のSC [REDACTED] に勤務予定を変更して明日勤務していただくよう依頼した。

10月26日（木） 午後4時

- ・臨時校長会を受け、校長は職員に再度情報管理と守秘義務を遵守するよう話した。また、生徒たちの心のケア、職員の心のケアを考え、SCの勤務を増やす方向であることを伝え、職員へはSCへ相談をするように働きかけた。

10月27日（金） 午後0時

- ・SCが勤務した。職員（教諭A、教諭C、養護教諭、校長、教頭）と面談し、職員自身のこと、生徒への対応について相談を受けた。生徒からの面談希望はなかった。

10月27日（金） 午後1時30分

- ・校長が学校でPTA会長 [REDACTED] に画像流出のことと生徒、先生の問題が起こっていること、現在、警察にも連絡して調査、対応中であることを伝えた。

（5）相手の状況（氏名・年齢・負傷等の状況）

ア 氏名・年齢

[REDACTED] 歳 [REDACTED]

イ 負傷等の状況

- ・負傷はない。
- ・10月23日（月）より、毎日、登校している。

ウ 生徒Aの父親の主張（10月27日（金）現在）

- ・生徒A、当該講師の将来のことを考え実名の公表は避けたいと思っている。